



優良住宅部品認定基準及び付加認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

電気給湯機

Electric Water Heaters

BLS EH:2016

2016年4月15日公表・施行

一般財団法人 **ニセーリビシタ**

目次

優良住宅部品認定基準

電気給湯機

I. 総則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
6. 寸法

II. 要求性能

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
 - 1.1 機能の確保
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - 1.2.3 健康上の安全性の確保
 - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
 - 1.3 耐久性の確保
 - 1.4 環境に対する配慮
 - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
 - 1.4.2 電気給湯機のライフサイクルの各段階における環境配慮
 - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
 - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
 - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
 - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
 - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
 - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - 2.1 適切な品質管理の実施
 - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
 - 2.2.1 適切な品質保証の実施
 - 2.2.2 確実な供給体制の確保
 - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
 - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
 - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
 - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
 - 2.2.4.1 相談窓口の整備
 - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
 - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
 - 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 適切なインターフェースの設定
 - 2.3.2 施工方法・納まり等の明確化
- 3 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 基本性能に関する情報提供
 - 3.2 使用に関する情報提供
 - 3.3 維持管理に関する情報提供
 - 3.4 施工に関する情報提供

III. 付加認定基準

IV. 附則

優良住宅部品認定基準

電気給湯機

I. 総則

1. 適用範囲

住宅の浴室、洗面所、台所、洗濯機置き場等の複数カ所へ給湯を行うことができる電気を熱源とした給湯機で、以下の各要件を満たしているものに適用する。

2. 用語の定義

a) 給湯機の種類

- 1) 給湯専用給湯機：風呂加熱機能を有さない給湯専用の給湯機をいう。電気ヒートポンプ式給湯機については、給湯専用の住棟セントラル給湯方式を含む。
- 2) 風呂加熱機能付給湯機：風呂加熱機能を有する給湯機をいう。

b) 加熱方式による種類

- 1) 電気給湯機：主にヒーターにより加熱する給湯機をいう。
- 2) 電気ヒートポンプ式給湯機：主に電気ヒートポンプにより加熱する給湯機をいう。

c) 電気ヒートポンプ式給湯機の種類

- 1) ヒートポンプ式：主に電気ヒートポンプにより加熱する方式のうち、ヒーターを有さない方式をいう。
- 2) ヒートポンプ・ヒーター併用式：主に電気ヒートポンプにより加熱する方式のうち、ヒーターを補助的に用いる方式をいう。

d) 電気ヒートポンプ式給湯機の構成による区分

- 1) 一体型：貯湯ユニットとヒートポンプユニットとが一体になったものをいう。
- 2) 分離型：貯湯ユニットとヒートポンプユニットとが分離しているものをいう。

e) 風呂加熱機能

浴槽内の湯を再加熱することができるか、又は湯温を維持することができる機能をいい、以下の方式がある。

- 1) 保温式：浴槽内の湯を定期的に加熱しながら、浴槽内の湯を設定された湯温に維持する方式をいう。
- 2) 高温水供給式：浴槽内に 80℃以上の高温水を浴槽の注湯口より直接供給して加熱する方式をいう。
- 3) 循環加熱式：浴槽内の湯を浴槽と給湯機との間で循環させながら加熱する方式をいう。電気給湯機については、更に、浴槽内の湯を再加熱することができるものをいう。

f) 自動機能

- 1) 自動湯張り機能：浴槽の注湯口から適温の湯を設定された水位又は湯量まで供給することを自動的に制御するものをいう。
- 2) 自動保温機能：一定時間の間、浴槽内の湯温を設定された温度に自動的に保つ機能を有するものをいう。
- 3) 自動足し湯機能：一定時間内に浴槽内の湯が減った場合、設定された湯量まで自動的に湯を補給するものをいう。

g) 沸き上げ温度制御方式

- 1) 選択式：ヒーターもしくは熱交換器により、選択した温度に水を沸き上げる方式をいう。
- 2) 固定式：ヒーターもしくは熱交換器により、固定された温度に水を沸き上げる方式をいう。
- 3) 自動式：ヒーターもしくは熱交換器により、給水温度、外気温度、給湯負荷等に応じ自動的に選択された温度に水を沸き上げる方式をいう。

h) 設定湯温式：給湯温度の設定がリモコンで可変できるもので、設定した出湯温度が得られる方式をいう。

i) 設置形態

- 1) 屋内型：屋内又は風雨にさらされない場所に設置するものをいう。
- 2) 屋外型：屋外に設置できるものをいう。

j) リモコン：機器の運転等を装置の総称をいい、そのうち遠隔操作を行う装置には、次の分類がある。

- 1) メインリモコン（台所リモコン）：浴室外に設置されるリモコンをいう。
- 2) 浴室リモコン：浴室内に設置されるリモコンをいう。

k) 深夜電力：主に午後 11:00～午前 7:00 の時間帯に通電する電力をいう。

l) 第2深夜電力：主に午前 1:00～午前 6:00 の時間帯に通電する電力をいう。

m) 間接排水：排水系をいったん大気中で縁を切り、一般の排水系へ直結している水受け容器または排水器具の中へ排水することをいう。

n) 排水口空間：排水系統に直結している器具もしくは水受け容器のあふれ縁、または排水を受ける床面と間接排水管の管端との間の垂直距離をいう。

o) 最高使用圧力による区分

- 1) 電気給湯機：最高使用圧力が 100kPa 以下の電気給湯機をいう。ただし、労働安全衛生法施行令により「簡易ボイラー」に該当するものは、伝熱面積が 4m^2 以下のものに限られる。
- 2) 高圧力型電気給湯機：最高使用圧力が 100kPa を超える電気給湯機（労働安全衛生法施行令により「小型ボイラー」に該当するものは、最高使用圧力が 100kPa を超え 200kPa 以下で伝熱面積が 2m^2 以下のものに限られる。）をいう。

p) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。

q) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。

r) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。

s) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 構成

構成は表－1 とする。

表－１ 構成

構成部品名		給湯専用給湯機	風呂加熱機能付給湯機	備考
		ヒーター式	ヒーター式	
機器本体	ケーシング、貯湯タンク 保温材、機器内の配線等	●	●	ただし、機器内の配管にあつては、 配管内蔵型のみ必須構成部品とする
	発熱体（ヒーター）	●	●	
配線	建物側の引込口装置までの 電源配線	△	△	
	操作部品までの信号配線	○	○	ただし、操作部品による操作が必要な機器のみセットフリー部品とする。
	アース線	△	△	
操作部品	メインリモコン （台所リモコン）	○	○	ただし、操作部品による操作が必要な機器のみセットフリー部品とする。
	浴室リモコン	－	○	
機器設置用部品	機器本体の標準取付部品	●	●	
	耐震用支持金物	○	○	ただし、集合住宅に設置する場合のみセットフリー部品とする。
配管・ 端末機器	循環アダプター又は風呂アダプター（風呂加熱用配管と浴槽との取合い部品）	○	○	風呂加熱用配管と浴槽との取合い部品をいう。 また、給湯専用給湯機にあつては、自動湯はり・足し湯機能付のもののみセットフリー部品とする。
	機器内蔵の給水・給湯配管	○	○	配管内蔵型のみ該当。
	建物側配管への接続配管（給水・給湯）	△	△	
	風呂加熱用搬送配管	－	○	
安全装置	水道用減圧弁・温水機器用逃し弁等	配管内蔵型の機器	●	その他の安全弁については、メーカー指定のものとする。
		配管内蔵型以外の機器	○	
	空だき安全装置	●	●	
	ケーシング過熱防止装置等	●	●	
	湯温過昇防止装置等	●	●	
	漏電遮断器及びアース端子	●	●	

注) 構成の別

- : (必須構成部品)住宅部品として基本性能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。
- : (セットフリー部品)必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。
- △ : (選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当するJIS等の規格名称を明確化し、又は、JIS等と同等の性能を有していることを証明すること。

5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として次による。

- a) 取付下地の確認
- b) 機器本体・操作部品(リモコン)・端末機器(アダプター等)の取り付け
- c) 機器本体から引込口電源まで及びリモコンまでの標準配線の取り付け
- d) 給水・給湯配管の機器本体への取り付け並びに建物側の配管との接続
- e) 風呂加熱機能付給湯機にあつては、風呂加熱用配管の機器本体への取り付け並びに浴槽側の循環アダプター又は風呂アダプター(風呂加熱用配管と浴槽との取合い部品)との接続
- f) 配管内蔵型にあつては、機器内の給水・給湯用絶縁配管の接続

6. 寸法

構成部品は、設置場所の建物や配管との取り合いについて配慮されたものであること。

II. 要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

- a) 機器特性
 - 1) 貯湯タンクの保温性能
貯湯タンクの保温性能が確保され、湯温低下が少ないこと。
 - 2) 風呂加熱機能
 - ① 保温式の湯温
保温作動時の湯温は、最初の湯張り時との温度差が小さいこと。
 - ② 高温水供給式の出湯温度
高温水供給式の出湯温度は、風呂加熱機能を作動させたとき、十分な温度で出湯ができること。
 - 3) 沸き上がり湯温・湯量の設定
沸き上がり湯温又は湯量の設定は可変であること。
 - 4) 貯湯量

貯湯量が適切に設定されていること。

- 5) 最高使用圧力

最高使用圧力が適正であること。
 - 6) 消費電力
 - ① 定格消費電力

適正な定格消費電力で使用できること。
 - ② 消費電力

消費電力は、定格消費電力に対する許容差が小さいこと。
 - 7) エネルギー効率
 - ① 加熱性能・エネルギー効率

加熱性能は、ヒーターによる沸き上がり湯温が表示値との差が少なく、また、エネルギー効率が大きいこと。
- b) 自動機能
- ① 湯張り水位及び温度

湯張り水位及び温度は、自動湯張り運転による水位差及び温度差が小さいこと。
 - ② 足し湯作動時の水位

足し湯作動時の水位は、自動湯張り運転時との水位差が小さいこと。
 - ③ 保温作動時の湯温

保温作動時の湯温は、自動湯張り運転時と自動沸き上げ時との温度差が小さいこと。
- c) 出湯性能の安定性
- 所定の間隔・採湯量にて出湯した後、最終採湯湯温が沸き上がり湯温に対して著しく低下しないこと。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

- a) 取付部の強度

機器本体の取付部及び取付部品は、適切に固定され、横軸方向への荷重にも耐え、著しい変形がないこと。
- b) 機器本体の強度

貯湯タンクは、水圧や負圧に対して十分な強度を有すること。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

- a) 操作性
 - 1) 操作部は、操作方法が容易で、高齢者、子供等を含めて誤操作による危険が生じないように工夫されたものであること。
- b) 具備すべき安全装置等

破壊、破損、水質汚染、その他の事故に配慮し、使用上の安全を具備すること。
- c) 高温水供給式の火傷防止対策
 - 1) 温水停止後の浴槽内湯温確認

温水供給式にあっては、火傷防止対策が施されていること。
 - 2) 浴室リモコンの追いだき機能操作部には、「誤操作防止を考慮した機構」を有すること。
 - 3) 浴室リモコンには、追いだき機能作動時の「火傷防止のための表示等」の機能を有すること。

- d) 電氣的安全性
機器本体は、電氣的安全性を有すること。
- e) 温度ヒューズ
温度ヒューズを有する場合は、定格動作温度と測定温度との差が少ないこと。
- f) 温度過昇防止器
温度過昇防止器を有する場合は、開路したときの温度の平均値が設定温度に対して、その差が少なく、また、各部に異常がなく、かつ開路したときの温度の平均値が試験前の平均値に対して少ないこと。
- g) 交流電源を使用する機器の電氣的安全性の確保
交流電源を使用する機器は、誤作動やその他の異常発生防止対策、近接したテレビやラジオ等への雑音発生防止対策等をほどこすことにより、静電気、筐体設置放電、衝撃電流耐性、放射電磁界に関して異常がないこと。
- h) 逃し弁
逃し弁は、適切な性能を有すること。
- i) 減圧弁
減圧弁は、適切な性能を有すること。
- j) 耐凍結性能
凍結により各部に漏れ・変形がなく、かつ使用上支障がないこと。

1.2.3 健康上の安全性の確保

- a) 出湯水の水質
水道直結式のもの及び飲用を目的とするものの出湯水は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）の基準を満たすこと。
- b) レジオネラ症防止
レジオネラ症防止の措置が取られていること。

1.2.4 火災に対する安全性の確保

- a) 異常温度
異常温度による火災発生の恐れがなく、かつ十分な絶縁抵抗を有すること。
- b) 保温材の難燃性
保温材は、適切な難燃性を有すること。

1.3 耐久性の確保

- a) 貯湯タンクの耐食性
貯湯タンクの材質はステンレス鋼製とし、十分な耐食性を有すること。
- b) ケーシングの耐食性
 - 1) 塩水噴霧
ケーシングの塗装金属部分は、塩水噴霧に対し十分な耐食性を有すること。
 - 2) 塗膜の付着性
ケーシングが塗装してある場合は、十分な塗膜の付着性を有すること。
- c) 発熱体の耐食性
発熱体は、十分な耐食性を有すること。
- d) 発熱体の過負荷
発熱体は、過負荷に対して断線がないこと。

e) 高温水遮断機能部の耐久性[スプリング式高温水遮断機能部を有する場合]

1) 耐水圧

遮断時水圧時に各部の漏れ（キャップねじ部及び弁部からの漏れは除く。）や変形がないこと。

2) 繰り返し強度

高温水遮断機能部は、遮断動作の繰り返しの耐え、かつ各部に漏れ（キャップねじ部及び弁部からの漏れは除く。）や変形がないこと。

f) 自動温度調節器

自動温度調節器は、各部に異常がなく、かつ、設定温度との温度差が小さいこと。

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 電気給湯機のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、次の部品を構成する部分又は機能に応じ、一定の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

1) ヒーター式

発熱体 3年

タンク 5年

2) 1). 以外の部分又は機能(施工の瑕疵を含む) 2年

<免責事項>

1 住宅用途以外で使用した場合の不具合

2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合

3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合

4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合

5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象

6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合

7 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合

8 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合

9 消耗部品の消耗に起因する不具合

10 電気・給水の供給トラブル等に起因する不具合

11 指定規格以外のガス・電気等を使用したことに起因する不具合

12 熱量変更に伴う調節等

13 給水・給湯配管の錆び等異物流入に起因する不具合

14 温泉水、井戸水などであって水道法に定められた飲料水の水質基準に適合しない水を給水したことに起因する不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

a) 製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。

b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。

c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。

d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理体制の構築等

維持管理体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

適切な施工方法・納まりが明確になっているとともに、施工上の注意点、禁止事項が明らかになっていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報等が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書及びホームページにより、提供されること。

3.2 使用に関する情報提供

使用についての情報をわかりやすく記載した取扱説明書、及び保証書が所有者に提供されること。

3.3 維持管理に関する情報提供

維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書及びホームページにより、維持管理者等に提供されること。

3.4 施工に関する情報提供

施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。

- a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。
- b) 品質保証に関する事項を記載した施工説明書等が、施工者に提供されること。

Ⅲ. 付加認定基準 (電気給湯機(ヒートポンプ式))

環境の保全に寄与する特長を有する電気給湯機 (ヒートポンプ式) についての付加認定基準

電気給湯機で、環境の保全に寄与する特徴を有するものとして認定するものについては、次を満足すること。

- a) I. 総則 1. 適用範囲は、電気ヒートポンプ式給湯機を対象とする。
b) I. 総則 3. 構成のについては、表-2 に示す構成部品を有すること。

表-2 構成部品

構成部品名	構成の別 注)		備考	
	給湯専用給湯機	風呂加熱機能付給湯機		
機器本体	制御部、機器内の配管・配線等	●	●	ただし、機器内の配管にあつては、配管内蔵型のみ必須構成部品とする。
	ヒートポンプユニット(ケーシング、熱交換器、コンプレッサー、機器内の配管・配線等)	●	●	
配線	貯湯タンクからヒートポンプユニットまでの電源配線	△	△	
	貯湯タンクからヒートポンプユニットまでの信号配線	○	○	
配管、端末機器	ヒートポンプ用熱交換循環配管	○	○	
安全装置	水質汚染防止冷媒漏れ停止機構等	△	△	

注) 構成の別

- : (必須構成部品) 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。
- : (セットフリー部品) 必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。
- △ : (選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

- c) I. 総則5. 施工の範囲については、次を具備すること。
1) ヒートポンプユニットから貯湯ユニットまでのヒートポンプ用熱交換循環配管の接続
- d) II. 要求事項1.1機能の確保6)消費電力については、次を具備すること。
1) 消費電力及び加熱性能
① ヒートポンプの加熱性能及び消費電力
ヒートポンプの加熱性能は、夏期及び冬期を想定した条件下で、沸き上げ運転を行い、夏期、冬期ともに表示された能力の95%以上であること。また、そのときのヒートポンプの消費電力は、夏期、冬期ともに表示された消費電力の110%以下であること。
② 低温時の加熱性能
低温時において、貯湯タンク容量の1/2に当たる採湯を行った際の湯温が、沸き上げ湯温設定温度の-10℃以上で、かつ、90℃を超えないこと。
- e) II. 要求事項 1.1 機能の確保 7) エネルギー効率については、年間を通してエネルギーが有効に活用できること。

- f) II. 要求事項1.1機能の確保については、運転時に等価騒音レベルが低いこと。
- g) II. 要求事項1.4 環境に対する配慮については、必須要求事項とする。
- h) II. 要求事項2.2.1適切な品質保証の実施b)無償修理保証の対象及び機関については、次を具備すること。
 - 1) 無償修理保証の対象及び期間
無償修理保証の対象及び期間は、次の部品を構成する部分又は機能に応じ、それぞれ次に定める年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として別に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。
 - ① 熱交換器、コンプレッサー 3年
 - ② 貯湯タンク 5年
 - ③ ①、②以外の部分又は機能(施工の瑕疵を含む) 2年
- i) II. 要求事項3.1基本性能に関する情報提供については、次を具備すること。
 - 1) エネルギー効率等
 - 2) ヒートポンプユニットの運転音
- j) II. 要求事項3.4 施工に関する情報提供 a)施工の範囲及び手順については、次を具備すること。
 - 1) 熱源機から熱交換器までのヒートポンプ用熱交換循環配管及びヒートポンプ用冷媒配管の接続

IV. 附則

1. この認定基準（電気給湯機 BLS EH：2016）は、2016年4月15日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（電気給湯機 BLS EH：2015②）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

優良住宅部品認定基準（電気給湯機）

解 説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（電気給湯機）」の改正内容等を補足的に説明するものである。

I 今回の改正内容

1. 「取付強度試験」の変更【II. 1. 2. 1. a)】

II 基準改正の履歴

【2016年1月15日公表・施行】

JIS改正に伴う塩水噴霧試験の改正

【2015年8月31日公表・施行】

免責事項の表現の統一【II. 2. 2. 1】

【2013年3月15日施行】

「モード効率試験」の追加

【2010年3月19日公表・施行】

「エネルギー効率」の変更

【2009年3月31日公表・施行】

安全に係る要求項目の評価の第三者性の確保

【2008年10月1日 一部追記】

全品目の基準を対象に、既認定部品が基準改正後も認定が維持されている間（認定の有効期間内）は旧基準により認定されていることを明確にするため、附則においてその旨の文を追記した。

【2006年7月25日施行】

a) 浴室リモコンでの給湯温度優先設定時に台所リモコンで優先解除が行えるスイッチ等の禁止【II 1. 1. 2】

b) 付加認定基準（電気給湯機（ヒートポンプ式））におけるエネルギー効率値の改正【III 6】

【2005年12月28日施行】

a) 認定基準の性能規定化と充実

1) 認定基準の性能規定化

2) 認定基準の充実

①環境に対する配慮の項目（選択）の追加【II. 1. 4】

②供給者の供給体制等に係る要求事項及び情報の提供に係る要求事項の充実

i) 維持管理体制の充実【II. 2】

ii) 消費者等への情報提供【II. 3】

- b) 標準的評価方法基準の制定
- c) 住棟セントラル給湯システムを認定対象から除外
- d) 付加認定基準の制定に伴い、基礎基準からヒートポンプ式を移行

【2005年9月9日公表・12月1日施行】

施工方法の明確化等の変更【Ⅱ 9. (4) 12. (1) (2) (3)】

【2004年4月1日施行】

給水装置の構造及び材質の基準に関する厚生労働省令の一部改正に伴う変更【Ⅱ 7(4)1】

【2004年2月24日施行】

付加認定基準 (BL-bs) の制定

【2002年4月1日施行】

給水装置の構造及び材質の基準に関する厚生労働省令の一部改正に伴う変更【7. (4)】

【2002年3月28日公表・2002年6月28日施行】

- a) 高温水供給式の火傷防止対策【Ⅱ 7. (3) 2】
- b) 高温水遮断機能部の耐久性【Ⅱ 7. (6) 6】
- c) 火傷防止に対する警告表示【Ⅱ 10. (4)】

【2001年3月20日公表・施行】

- a) 「品目名」の変更【Ⅰ】
- b) 「認定の対象」の変更【Ⅱ 1.】
- c) 「用語の定義」の変更【Ⅱ 2.】
- d) 「構成」の変更【Ⅱ 3.】
- e) 「寸法・取合い」の変更【Ⅱ 6.】
- f) 「電気ヒートポンプ式給湯機」に対する要求性能の追加【Ⅱ 7. (1)4, 5)、(3)9)、(7)3), 4)】
- g) レジオネラ症防止に関する要求性能の追加【Ⅱ 7. (4)2)】

【2000年10月31日公表・施行】

優良住宅部品の保証制度の拡充に伴う変更【Ⅱ 12.(1),(2)】

【2000年2月10日公表・施行】

- a) S I 単位換算方法の変更
- b) J I S 改正に伴う逃し弁、減圧弁に関する規定の変更【Ⅱ 7. (3) 11), 12)】

【1999年8月20日公表・施行】

- a) 品目名の変更【Ⅰ】
- b) 認定範囲の拡大【Ⅲ 2.】
- c) 耐電圧試験の試験電圧の変更【Ⅱ 7. (3) 2)】
- d) 注水絶縁試験の注水条件の変更【Ⅱ 7. (3) 5)】
- e) 放射電磁界試験の追加【Ⅱ 7. (3) 10) h.】

f)耐水圧試験の変更【Ⅱ 7. (3) 13)】